

日 立 市 新 庁 舎 整 備 基 本 方 針

平 成 2 4 年 2 月

《 目 次 》

I	はじめに ～基本方針策定の趣旨～	(2)
II	現庁舎の現状と課題.....	(3)
III	新庁舎建設の基本的な考え方.....	(5)
IV	新庁舎の基本的な機能.....	(6)
V	新庁舎の建設場所.....	(8)
VI	新庁舎の規模.....	(10)
VII	新庁舎の概算事業費及び財源内訳.....	(11)
VIII	新庁舎の整備スケジュール	(12)

I はじめに ～基本方針策定の趣旨～

現在の庁舎は、以前から、老朽化への対応、耐震性能の確保や建物の分散化、バリアフリーへの対応など、様々な課題を抱えていましたが、厳しい財政状況などから、これまで抜本的な解決を図ることができませんでした。

しかし、東日本大震災の際には、災害対応の中核となるべき庁舎が被災し、安全性の確保が極めて困難であったことから、災害対策本部の設置ができないなど、防災拠点としての機能を果たすことができず、大きな課題として残ることとなりました。

現在、市民や職員の安全を確保するために、仮設の臨時庁舎を設置するとともに、本庁舎においては、原則として3階以上の使用を取りやめるなど、応急的な対応を図っている状況です。

今後、再度の災害に備えるためにも、庁舎の安全性確保が急務となっておりますが、耐震補強による大規模改修では、老朽化による耐用年数の問題をはじめ、建物の分散化、バリアフリーへの対応など、以前からの課題を解決するには限界があるため、昨年9月に策定した「日立市震災復興計画」の中で、有利な財源の活用も踏まえたうえで、新庁舎の建設について位置付けを行ったところです。

このようなことから、本市が目指す新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を示すため、「日立市新庁舎整備基本方針」を策定するものです。



現在の庁舎

Ⅱ 現庁舎の現状と課題

現庁舎の現状と主な課題について、次のとおり整理しました。

1 老朽化への対応、耐震性能の確保

- (1) 5棟の庁舎は、いずれも建築から46～59年経過しており、建物の内外装や設備等の老朽化が進んでいる。
- (2) 耐震診断調査を行った結果、全ての庁舎の耐震性能が不足しており、建物の安全性が確保されていない。
- (3) 災害時に対応できる防災拠点としての機能強化が必要である。

2 庁舎の分散化・分庁化

- (1) 庁舎が分散化しており、また、企業局や教育委員会が別敷地に分庁化しているため、来庁者の利便性確保が課題となっている。
- (2) 事務スペース、会議室等が分散しているため、関係部署の連携が取りにくく、事務効率の低下を招いている。

3 庁舎の狭あい化

- (1) 庁舎が狭あいであるため、適正な窓口・待合・相談スペースが確保できず、窓口におけるスムーズな対応や個人情報の保護等が課題となっている。
- (2) 事務スペース、会議室、書庫等が不足しているため、業務量に応じたスペースの確保が必要である。
- (3) OA機器やサーバー室の設置スペースが不足しており、また、事務スペースの効率的な利用に必要な、OAフロア等の整備が困難である。

4 バリアフリー等への対応

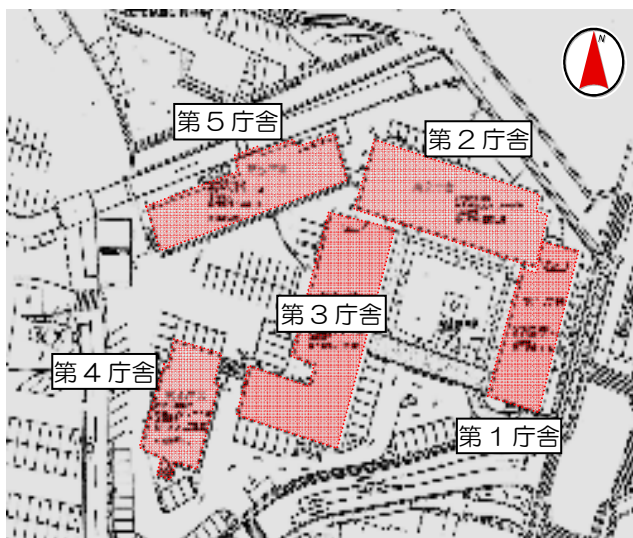
- (1) 高齢者や障害者などに配慮したバリアフリー化が十分でなく、根本的な解決策が必要となっている。
- (2) 子育て支援や国際化などにも対応する、ユニバーサルデザインの導入が求められている。

【資料1】現庁舎の概要

●位置 日南市助川町1丁目1番1号

庁舎名称	建築年	経過年数	階数	延床面積(m ²)	構造
第1庁舎	昭和41年	46年	地上2階、地下1階	1,119.59	RC・SRC
第2庁舎	昭和41年	46年	地上5階、地下1階	2,654.18	RC・SRC
第3庁舎	昭和28年	59年	地上4階	2,786.03	RC
第4庁舎	昭和31年	56年	地上4階	1,075.63	RC
第5庁舎	昭和34年	53年	地上3階	1,404.09	RC
計				9,039.52	

※RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造



上空から見た庁舎

【資料2】耐震診断の結果

平成22年度に耐震診断調査を実施した結果、全ての庁舎がI s値0.6を下回っており、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高く、耐震補強が必要であるとの判定となっています。

《各庁舎耐震診断結果一覧表》

庁舎名称	建築年	I s値	判定
第1庁舎	昭和41年	0.31~0.48	耐震補強が必要
第2庁舎	昭和41年	0.18~1.43	耐震補強が必要
第3庁舎	昭和28年	0.20~1.69	耐震補強が必要
第4庁舎	昭和31年	0.29~1.36	耐震補強が必要
第5庁舎	昭和34年	0.13~0.72	耐震補強が必要

Ⅲ 新庁舎建設の基本的な考え方

現庁舎の課題を解決するに当たり、耐震補強による大規模改修という手法では、老朽化による耐用年数の問題をはじめ、建物の分散化、バリアフリーへの対応などに限界があります。

そこで、以下の考え方に基づいた、新庁舎の建設を行うこととします。

1 防災拠点機能の充実を目指した庁舎

- (1) 安全性を確保するための免震構造などの導入
- (2) 災害対策本部として備えるべき機能の充実

2 市民サービスの向上を目指した庁舎

- (1) 庁舎の集約化（事務スペース分散配置の解消）による利便性や事務効率の向上
- (2) 総合窓口機能の充実、相談及び待合スペースの拡充
- (3) 高齢者、障害者はもとより、全ての市民が利用しやすいユニバーサルデザインの導入

3 行政機能・議会機能の強化を目指した庁舎

- (1) 適正な事務スペース等の確保による効率的な執務環境の整備
- (2) 円滑な議会運営に適した設備・機能の整備

4 環境にやさしく、高い経済性を目指した庁舎

- (1) 太陽光などの自然エネルギー等の活用、省エネ機器の導入
- (2) ランニングコストの軽減や施設の長寿命化に配慮した構造・設備の導入

5 市民が利用しやすい庁舎

- (1) 市民の利活用スペース等の設置

IV 新庁舎の基本的な機能

前述の「基本的な考え方」を実現するため、新庁舎には、以下の機能の導入を図ります。

1 災害に備える防災拠点機能

(1) 高水準の耐震性能

- 免震構造の導入による建物本体及び設備等の耐震性確保

(2) 災害対策本部機能

- 災害対策本部に必要な機器類（情報・通信用機器など）の設置
- バックアップ機能（非常用電源設備など）の整備による災害対応能力の強化
- 生活支援物資や燃料等の備蓄機能の整備

2 便利で使いやすい庁舎機能

(1) 庁舎の一体化

- 庁舎の分散化、分庁化の解消による市民利便性の向上

(2) 案内・窓口・相談機能

- 市民に分かりやすい案内機能
- 窓口部門を集約配置することによる市民利便性の向上
- 個人情報やプライバシー保護に配慮した相談窓口や相談室の整備

(3) 人にやさしい庁舎（ユニバーサルデザイン対応）

- 全ての来庁者に対して安全で、分かりやすく、利用しやすいユニバーサルデザインの導入

3 柔軟で効率的な執務機能

(1) 効率的な行政機能

- 事務室、会議室、書庫等の適正なスペースの確保
- 関係部署の集約化、レイアウトの変更にも柔軟に対応できる機能整備
- O Aフロアなどの情報化対応設備の導入

(2) 議会機能の整備

- 議場、委員会室、諸室、諸設備の整備等

(3) 防犯・セキュリティ機能

- 機械設備や防犯設備等を一元管理するシステムの導入による安全性の確保
- 庁内で保管する個人情報等の適切な管理

4 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

(1) 環境共生機能

- 自然エネルギー等の活用による省エネ・省資源の推進

(2) 経済性や耐久性に優れた構造・設備

- 経済性を重視したシンプルで機能的な庁舎
- ランニングコストを抑制できる耐久性の高い構造・設備等の導入

5 市民が集う交流機能等

(1) 市民交流・利便施設

- 多目的スペースの設置
- 銀行、軽食、売店等のテナント機能の配置

(2) 情報発信・共有機能

- 市政やイベント情報、観光物産等のPRスペースの設置による、情報発信機能及び市民との情報共有機能の整備

V 新庁舎の建設場所

1 建設場所の考え方

市庁舎は、行政運営の中心的な施設であると同時に、周辺の市街地形成を支える役割や、災害時の防災拠点としての機能なども併せ持っていることから、単なる行政の事務所ではなく、まちづくりの観点からも重要な施設といえます。

そこで、支所等の配置状況も踏まえ、現在の本庁地区内から候補地を選定しました。

2 建設場所の選定要件

建設場所を選定するに当たっては、地方自治法の規定等に基づいて、以下の5つの視点から比較検討を行いました。

ア 防災拠点性（安全性）

- 震災や洪水などの自然災害に対する安全性が確保でき、災害時における他の公共機関との連携や、車両・物資の受入体制のためのアクセスに優れていること。

イ 市民利便性（交通アクセス等）

- 幹線道路や常磐道日立中央IC、JR日立駅等からのアクセスに優れており、バス路線などの公共交通が利用しやすいこと。
- 来庁者用の駐車場が十分に確保できること。

ウ 中核的位置（まちづくり拠点性）

- 市の中核的な場所に位置し、多くの市民が利用する公共施設として、まちの活性化に寄与することができ、かつ、市街地の歴史性や継続性にも配慮した市民に分かりやすい位置であること。

エ 経済性（建設事業費等）

- 既存の市有地を活用できるなど、用地関係費や電気・ガス・上下水道等のインフラ整備費用を最小限に抑えられること。

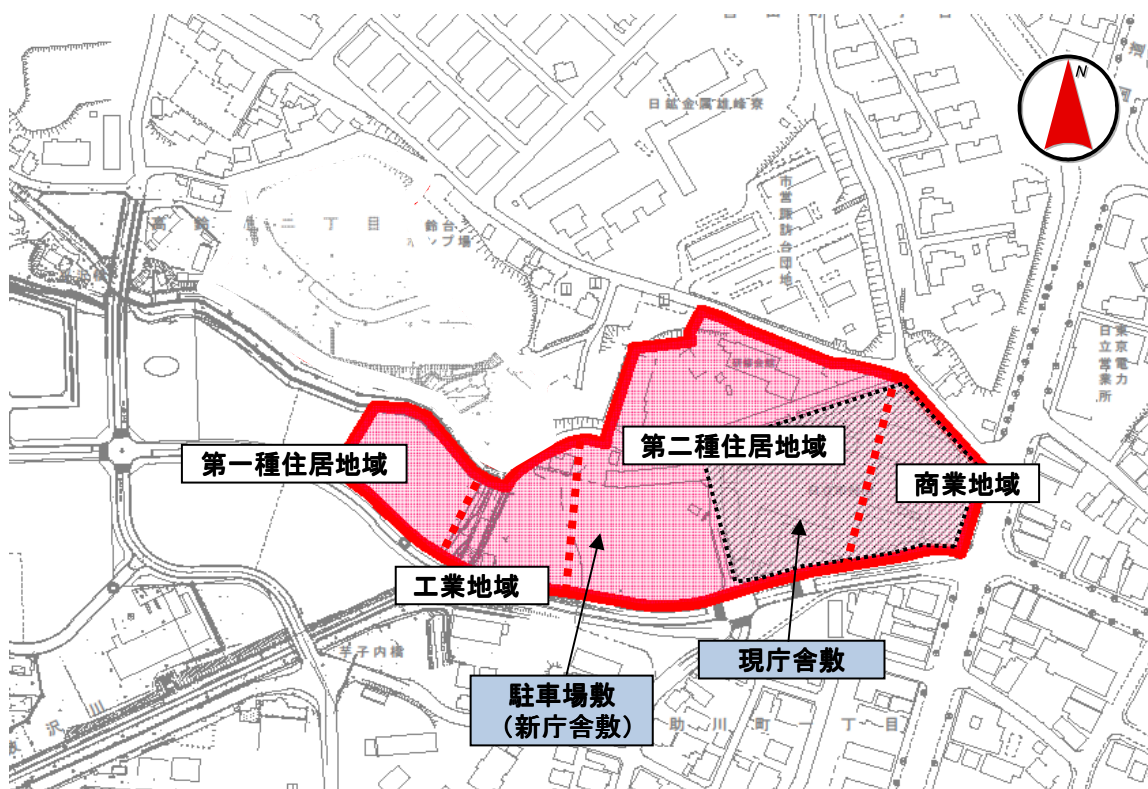
オ 実現可能性

- 十分な敷地が確保でき、整形された土地であること。
- 土地利用について、法令上の制約に問題がなく、また、新たな土地利用計画や都市計画の見直しなどの必要がないこと。
- 現在の土地利用形態から、早急に事業計画の推進を図ることが可能であること。

3 新庁舎の建設場所

上記の要件に基づき、複数の候補地について検討を行った結果、平成12年度に庁舎の拡張用地として取得した経緯のある「現庁舎の駐車場敷」を、新庁舎の建設場所として位置付けることとします。

【資料3】現庁舎敷地の概要



所在地	助川町1丁目1番2外		
敷地面積	22,057.81 m ²		
用途地域		容積率	建ぺい率
	第一種住居地域	200%	60%
	第二種住居地域	200%	60%
	商業地域	400%	80%
	工業地域	200%	60%

Ⅵ 新庁舎の規模

1 面積算定の考え方

新庁舎の面積は、以下の項目を合算して算定しました。

- (1) 総務省の基準(※)に基づいて算定した面積
- (2) 市民利便施設等を設置するために必要な面積

(※平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱)

2 新庁舎の想定面積

新庁舎の面積は、下表のとおり、**約 24,000㎡**を目安とします。

区 分	算定面積	算定方法
(1) 総務省の基準による面積	約 21,400 ㎡	
①事務室	7,515.0 ㎡	役職者を一般職員数に換算した上で、職員 1 人当たり 4.5 ㎡で算定
②倉庫	977.0 ㎡	事務室面積 (①) の 13%
③会議室等 (便所、洗面所等を含む)	5,971.0 ㎡	換算前の職員 1 人当たり 7.0 ㎡
④玄関等 (廊下、階段、広間等を含む)	5,785.2 ㎡	事務室、倉庫、会議室等 (①～③) の合算面積の 40%
⑤車庫	200.0 ㎡	自動車 1 台につき 25 ㎡
⑥議事堂 (議場、委員会室、議員控室)	980.0 ㎡	議員 1 人当たり 35 ㎡
(2) 市民利便施設等の面積	約 2,600 ㎡	(1) の 12% (他市の事例による)
合 計	約 24,000 ㎡	

※算定の前提条件

- (ア) 新庁舎に勤務する職員数 853 人 (企業局及び教育委員会の職員、臨時職員等を含む。正職員については、職員適正化計画に基づく平成 28 年度想定職員数)
- (イ) 役職者等の換算職員数 1,670 人
- (ウ) 議員数 28 人

Ⅶ 新庁舎の概算事業費及び財源内訳

1 概算事業費

概算事業費は、近年の他市の庁舎建設事例等を参考に積算しました。
内容は、下表のとおりです。

事業内容	概算事業費	備考
庁舎本体工事費 (※1)	8.1 億円	24,000 m ² ×338.8 千円 (※2)
附帯設備・備品費等	9 億円	他市の事例を参考に算定
設計・工事監理費等	5 億円	
合計	約9.5 億円	

- ※1 外構工事・旧庁舎解体工事費等を除く
※2 他市の事例による平均単価

2 財源内訳

財源は、既存の基金積立金及び市債（合併特例事業債）で賄うことを想定しています。

内訳は、下表のとおりです。

区分	概算額	備考
基金積立金	1.5 億円	庁舎整備事業積立金等
市債	8.0 億円	合併特例事業債 (※)
合計	約9.5 億円	

※合併特例事業債は、対象事業費の95%を借り入れることができ、その償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入される、大変有利な財政支援措置のある市債です。

